

2021年2月22日

一定金額未満の預金口座解約時の「印鑑レス」の実施 およびそれに伴う預金規定改正のお知らせ

このたび、当金庫では、お客さまの利便性向上のため、残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑レス」取引を可能としますのでお知らせいたします。

また、これに伴い、預金規定の改正を行いますので、併せてお知らせいたします。

従来、口座の解約手続きは、所定の払戻請求書へ届出印の押印を必要としてきましたが、ご本人さまが来店し、下記の内容を満たす場合は、届出印の押印を不要とさせていただきます。

記

項目	内容
取扱開始日	2021年4月1日（木）
対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象の口座	・残高1万円未満の普通預金 ・総合口座の場合は定期預金の利用がないこと ※お取引の内容により一部対象とならない場合がございます
ご持参・ご提示いただくもの	・通帳およびキャッシュカード（発行されている場合） ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）

下記のとおり普通預金規定（無利息型含む）を改正します。

改定前（旧）	改定後（新）
15.（解約等） （1）この口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 （2）省略 （3）省略 （4）省略 （5）省略	15.（解約等） （1）この口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証）して通帳とともに提出してください。 （2）前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 （3）第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。 （4）省略 （5）省略 （6）省略 （7）省略

※改正後の預金規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

以上